

2016年9月23日

第9号

## NHK受信料裁判支援ニュース

発行：NHK問題を考える奈良の会

発行者：佐藤 真理

奈良市登大路町36大和ビル4階

tel：0742-26-2457

事務局：平川 邦昭（090-8938-1135）

### 1. 受信料裁判

#### (1) 「放送受信料請求事件」(原告 NHK、被告 宮内正厳)

9月23日(金)11時30分より、奈良地裁で森川裁判官から「被告は、原告に対し、43,980円を支払え」の判決が言い渡されました。敗訴の判決です。

傍聴参加者は、67名(傍聴席70席)に及び、判決終了後、県教育会館で報告会を開催しました。弁護団より、次の方針が提示されました。

- ・大阪高裁に控訴する予定である。
- ・下記の新訴に注力して行く。

今回の余りにも酷い訴訟指揮、我々の主張に耳を貸さず、逃げまくった挙句の判決で、強者に迎合する欠陥裁判です。近々、森川裁判官宛に抗議文を提出します。皆さん方も抗議の手紙を森川裁判官宛に送付いただければ幸いです。

〒630-8213 奈良市登大路町35 奈良地方裁判所  
裁判官 森川 さつき 殿

#### (2) 「放送法遵守義務確認等請求事件」(原告 宮内正厳、被告 NHK)

7月21日、NHKに対し、ニュース番組において放送法を遵守して放送する義務のあることを確認するとの確認請求及び5万5千円の慰謝料請求の訴訟を新たに提起しています。上記(1)の裁判で主張できなかったことを攻勢的に展開していきます。NHKが放送法を遵守しているかどうかを裁判所に判断を迫るという画期的な意義のある裁判です。

**第1回口頭弁論が、10月27日(木)13時30分より、奈良地裁(101号法廷傍聴席70席)で行われます。**裁判終了後、14時より、県文化会館で報告会及び受信料裁判に関する講演会(講師 阪口徳雄弁護士)を開催します。数多くの方々のご参加をお願いいたします。

### 2. 新しい裁判への支援

新たな裁判を支援するため「NHK受信料裁判への第2次カンパのお願い」を行っています。目標額は、50万円ないし100万円で、現在の実績は、76万円で、目標の下限は、超えましたが、上限には、まだまだです。弁護士費用に加え、証人喚問や専門家(民法の契約)の意見聴取など弁論を充実させるための費用の確保です。引き続きのご支援をお願い申し上げます。

郵貯銀行への振込み

①振込者が郵貯口座を持っている場合 (口座間振込につき振込料金不要)

記号入力 009905

番号入力 331216

②振込者が郵貯口座を持っていない場合(振込料金ご負担)

口座記号番号 00990-5-331216

口座名称(漢字) NHK問題を考える奈良の会

以上